

【事案Ⅲ－４】自然災害共済金請求

・2020年4月14日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、2015年1月の降雪により自宅の屋根の一部が損壊したため、被申立人に自然災害共済金を請求したところ、当該損壊の一部を経年劣化によるものとして認定しなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

自然災害共済金1,393,548円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

2015年1月の降雪により申立人自宅の屋根の一部が損壊したにもかかわらず、被申立人は、当該損壊は経年劣化によるものであり、また劣化による損傷を放置したために被害が拡大したと判断し、認定された共済金支払額が見積額より少額であったことは不服である。さらに、申立人は被申立人から経年劣化等と判断した根拠について納得いく説明を受けていない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人の請求は認められない」とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件損害について、被申立人は、事故日の降雪データおよび鑑定結果から、降雪による損害と経年劣化による損害が混在していると判断した。
- (2) 上記判断を踏まえ、2015年3月16日付鑑定会社作成の損害報告書に基づき、降雪による損害に対する損害額として869,940円を認定したものである。
- (3) 被申立人から申立人への最終連絡は、2015年6月22日に送信された申立人への電子メールである。約款・事業規約および保険法は、共済金請求権の時効を3年と定めているところ、前記最終連絡が債務承認に該当して時効中断がなされたものとして同日を起算日とすると、2018年6月21日に3年を経過していることから、本件共済金請求は、既に消滅時効にかかっている。

<裁定の概要>

審議会より、第三者機関へ鑑定を依頼し、被申立人がおこなった鑑定内容については妥当である旨を確認した。その確認結果を基に、被申立人の認定額の範囲内で両当事者に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。